

自衛防災組織等の教育・研修の 需要とモデルについて

1 コンビナート地域の教育・研修の主体について (法令)

特定事業者は、防災業務の実施に関する事項として防災規程にその実施計画等を定めて実施し、年に一回の定期に防災管理者に対する研修の実施に関すること及び防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関することを市町村長等に報告する事を義務付けられています。

2 教育・研修の重要性について(別紙1参照) (必要性)

昭和 49 年の重油流出事故から平成 15 年の浮き屋根式ナフサタンクの全面火災事故まで、危険物施設の火災が続きました。全面火災事故では、北海道災害対策現地本部を設置し多くの関係機関との連絡調整に当たる他、防災資機材の拡充配備が行われました。

平成 23 年 3 月の東日本大震災では LPG タンク群の BLEVE とファイヤーボールが発生し、更に、平成 23 年 7 月から平成 26 年 1 月の間に発生した一連の爆発死亡事故においては、有毒ガスが発生し住民 30 万人に屋内待避を指示する事例、被害が近隣家屋等 999 軒に及んだ事例、消防職員 1 名が殉職した事例が含まれています。

こうした最近の事故事例に対応するためには、事前準備（予防）と災害対応（初動）が重要です。

わが国の産業基盤における様々な化学災害等に対応するための基礎的な知識が必要であることと、事業所の取扱い物質への精通が大切です。そして、常備消防等との連携です。

(別紙2参照)

3 教育・研修のモデルについて (別紙3参照)

- ① 行政機関（都道府県・消防学校・消防本部等）による最新事故事例等の情報提供を中心とした講習
- ② 教育・研修の専門家（外部研修機関）の有効活用
 - ⇒（事業所内の）講師の育成
 - ⇒防災管理者（副防災管理者を含む）
防災要員への講習

等

自衛防災組織等の構成員の教育・研修用資料の作成状況

- ◁ S49. 12 三菱石油水島製油所重油流出事故
- ◁ S50. 2 大協石油四日市製油所タンク火災事故

自衛防災組織等の防災活動の手引き
 S58. 7 屋外タンク編
 S59. 12 プラント編

防災活動・訓練の留意点をまとめたもので、関係都道府県が関係消防機関と特定事業所を指導していく上での参考資料

H3. 5 防災要員教育訓練指針

- ◁ H15. 9 十勝沖地震
- ◁ H23. 3 東日本大震災
- ◁ H23. 11 東ソー(株)南陽事業所 爆発火災事故
- ◁ H24. 4 三井化学(株)岩国大竹工場 爆発火災事故
- ◁ H24. 9 (株)日本触媒姫路製造所 爆発火災事故
- ◁ H26. 1 三菱マテリアル(株)四日市工場 爆発火災事故

自衛防災組織の防災要員等の防災能力を確保する上で活用。
 新任時の教育訓練として有すべき基礎的な知識。
 防災業務従事後は、継続的かつ計画的に行う教育訓練の留意事項。

H26. 2 自衛防災組織等の防災活動の手引き

- ◁ H26. 5 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書

H28. 3 石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル

道府県を中心とした防災本部機能の充実強化

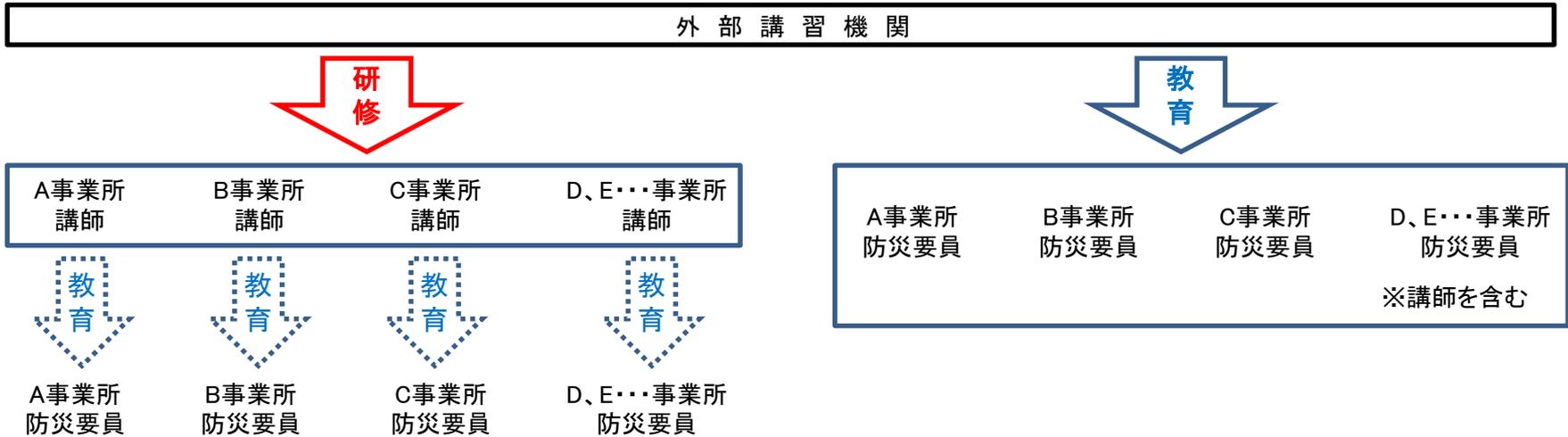
H28～ 自衛防災組織の教育・研修あり方調査検討会

特定事業所の防災業務に従事する人々(自衛防災組織等の構成員)

○石油コンビナート等特別防災区域			△石油コンビナート等特別防災区域		
○1事業所(第一種事業所)	○2事業所(第一種事業所)	○3、4...事業所	△1事業所(第一種)	△2事業所(第二種)	△3、4...事業所
○1自衛防災組織[16①]	○2自衛防災組織		△1自衛防災組織	△2自衛防災組織	
A 防災管理者 一人[17①]	A 防災管理者		防災管理者□	防災管理者	
A1副防災管理者 複数名[17③]	A1副防災管理者		副防災管理者		
B 防災要員[16③]	B 防災要員		防災要員		
B1 配備する防災資機材ごとに定める人数<7①>	B1 防災資機材ごと		防災資機材ごと		
B2 指揮者1人(防災資機材が複数配備された場合)<7②>	B2 指揮者		指揮者		
B3 配備する大容量泡放水砲等を用いた防災活動<7③>	大容量泡		大容量泡		
3.1 当該防災活動を統括する者一人	統括する者		統括		
3.2 大容量泡放水砲各一基につき一人	放水砲ごと		放水砲ごと		
3.3 当該防災活動を円滑適正に行うための以下の人数					
3.3.1 ポンプ各一台につき二人					
3.3.2 泡消火薬剤と水の混合装置各一台につき二人					
3.3.3 ホースの展張200mにつき一人					
B4 防災資機材を配備する必要がない場合に2人以上<7④>	2人以上				
C 法令の規定により災害防止の業務等を行う者[16②]					
C1 危険物保安統括管理者 (消防法)	危険物保安統括管理者				
C2 保安統括者 (鉱山保安法)					
C3 毒物劇物取扱責任者 (毒物及び劇物取締法)	毒物劇物取扱責任者				
C4 高圧ガス製造保安統括者 (高圧ガス保安法)	高圧G製造保安統括				
C5 冷凍保安責任者 (高圧ガス保安法)					
C6 ガス主任技術者 (ガス事業法)					
C7 主任技術者 (電気事業法)					
C8 総括安全衛生管理者 (労働安全衛生法)					

教育: 防災規程に定める防災要員に対する防災教育
研修: 防災教育に従事する講師に対する教育技法等の研修

① 集合型



② 出前型

